記載例1－2：日本人間の協議離婚の場合（未成年の子・共同親権）

離　婚　届

令和 8 年 4 月 1 日届出

在マルセイユ日本国 ~~大使~~ 総領事 殿

受理	令和 8年 4月 1日
第	117 号
通知（送付）	令和 年 月 日
第	号

公館印

書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附票	住民票	通知

		夫	妻
(1)	（フリガナ）	ウエハラ　ユキオ	ウエハラ　シュウコ
	氏名	氏 上原　名 行夫	氏 上原　名 修子
	生年月日	昭和 49 年 6 月 23 日	昭和 53 年 5 月 21 日
	住所	フランス国ブーシュデュローヌ県マルセイユ市●●通り　18番地	フランス国ブーシュデュローヌ県エクス・アン・プロヴァンス市●●通り　10番地
(2)	本籍（夫または妻が外国人のときはその国籍）	東京都千代田区平河町一丁目4　番地 番	
	筆頭者の氏名	上原 行夫　（□夫 □妻 の国籍　）	
	父母及び養父母の氏名 父母との続き柄（右記の養父母以外にも養父母がいる場合にはその他の欄に書いてください）	夫の父 上原 幸夫　続き柄 長 男 母 松子 養父　続き柄 養 子 養母	妻の父 島野 忠　続き柄 長 女 母 恵 養父　続き柄 養 女 養母
(3)(4)	離婚の種別	☑協議離婚　□和解　年 月 日成立 □調停　年 月 日成立　□請求の認諾　年 月 日認諾 □審判　年 月 日確定　□判決　年 月 日確定	
	婚姻前の氏にもどる者の本籍	□夫 ☑妻 は ☑もとの戸籍にもどる □新しい戸籍をつくる 京都市北区小山初音町18　番地 番　筆頭者の氏名 島野 忠	
(5)	未成年の子の氏名	父母双方が親権を行う子：上原湊 父（夫）が親権を行う子 母（妻）が親権を行う子 親権者の指定を求める家事審判又は家事調停の申立てがされている子	
	（協議離婚で親権者の定めをした場合）相談だければ、それぞれが□レのようにしるしをつけてください。	夫 ☑離婚後も共同で親権を行使することの意味を理解し、真意に基づいて合意した。	妻 ☑離婚後も共同で親権を行使することの意味を理解し、真意に基づいて合意した。
(6)(7)	同居の期間	（同居を始めたとき）平成 14 年 8 月から　（別居したとき）令和 2 年 12 月まで	
(8)	別居する前の住所	フランス国ブーシュデュローヌ県マルセイユ市●●通り　18 番地 番 号	
(9)	別居する前の世帯の主な仕事と	□1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 □2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 □3. 企業・個人商店等（官公庁は除く）の常用勤務者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯（日々または1年未満の契約者は5） ☑4. 3にあてはまらない常用勤務者世帯及び会社団体の役員の世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5） □5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者の世帯 □6. 仕事をしている者のいない世帯	
(10)	夫婦の職業	（国勢調査の年… 年…の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください） 夫の職業 会社員	妻の職業 会社員
	その他	※職業は国勢調査の年のみ記載	
	届出人署名（※押印は任意）	夫 上原 行夫 印	妻 上原 修子 印
	事件簿番号		

（届出人の連絡先及び電話番号）

※記載例

上原　行夫
18, rue ...
13001 Marseille
(Tel: 04.91.....)

上原　修子
10, rue ...
13100 Aix en Provence
(Tel: 04.42....)

）

証人（日本法による協議離婚のときだけ必要です）		
署名（※押印は任意）	山田 信太郎 印	石井 美和 印
生年月日	昭和 37 年 10 月 8 日	昭和 44 年 3 月 7 日
住所	フランス国アルプマリティム県ニース市 ●●通り　1番地	フランス国エロー県モンペリエ市 ●●広場　5番地
本籍	東京都千代田区平河町 二丁目10　番地 番	東京都大田区蒲田 一丁目1　番地 番

記入の注意

1. 届書はすべて日本語で書いてください。
この届書は長年保存されますので、鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。
2. 夫婦の一方が外国人のときは、日本人について本籍と筆頭者（戸籍の一番最初に書いてある人）の氏名を書き、外国人についてカッコ内にその国籍を書いてください。
外国人のうち、次の地域の法を本国法とするものは、国籍に代えて地域を記載することができます。
①台湾
②パレスチナ（ヨルダン川西岸地区及びガザ地区）
3. 父母がいま婚姻しているときは、母の氏は書かないで、名だけを書いてください。
養父母についても同じように書いてください。
4. □にあてはまるものに☑のようにしるしをつけてください。
5. 日本国籍を有する未成年の子があるときは、それぞれの子について夫妻又は夫若しくは妻のどちらが親権を行うかをきめて書いてください。
6. 同居を始めたときの年月は、結婚式をあげた年月または同居を始めた年月のうち早いほうを書いてください。
7. 別居する前の夫婦の共通の住所を書いてください。
8. 外国の法律で協議離婚したときは、3か月以内に離婚証明書をそえて出してください。外国の裁判所で離婚したときは、裁判が確定した日から10日以内に原告から判決書の謄本及び確定証明書をそえて出してください。なお、この10日を経過しても原告が届出しないときは被告から届出できます。いずれの場合も証人欄の記載は不要ですが、外国文の証明書には翻訳者を明らかにした訳文を添付してください。また、「その他」欄には、協議離婚したときは、離婚確定年月日及び離婚の方式を、離婚判決による場合は、離婚確定年月日及びその裁判所名を記載してください。
9. 届書は2通出してください。
10. 戸籍謄本は原則として不要ですが、本籍地において戸籍情報が電算化されていない方については、戸籍謄本の提出が必要となります。
11. 届出人や証人の署名は、はっきりと読めるようにそれぞれ本人が書いてください。なお、外国人が外国語で署名する場合は、その「よみかた」をカタカナで併記してください。
12. 届け出られた事項は、人口動態調査（統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管）にも用いられます。

※留意事項※
しるしをつけていただきますようお願いします（任意）。

未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。

離婚後の子育ての分担について
☑取決めをしている。 □まだ、決めていない。
子育ての分担：子の身の回りの世話を期間で分担したり、子に関する事項（例えば、教育に関する事項、医療に関する事項など）の決定を父母で分担したりすること。父母の一方が全て行うとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にしるしをつけてください。

親子交流について
☑取決めをしている。 □まだ、決めていない。
親子交流：未成年の子と離れて暮らしている親が子と定期的、継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流すること。父母双方が定期的、継続的に子育てをするとの取決めをしている場合や、諸事情により交流を実施しないとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にしるしをつけてください。

経済的に自立していない子（未成年の子に限られません）がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。

養育費の分担について
☑取決めをしている。
□まだ、決めていない。※未成年の子については、取決めをしていなくても暫定的に養育費を請求することができる制度があります。
養育費：経済的に自立していない子（例えば、アルバイト等による収入があっても、該当する場合があります）の衣食住に必要な経費、教育費、医療費など。諸事情により養育費を支払わないとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にしるしをつけてください。

父母が離婚するときは、親子交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。
詳しくは、各市区町村の窓口において配布している法務省パンフレットをご覧ください。親権に関する説明や、子育ての分担、親子交流及び養育費等、離婚をするときに取り決めておくべきことをまとめた情報を法務省ウェブサイト内にも掲載しています。

法務省　離婚　　法務省パンフレット　　法務省の解説動画

日本司法支援センター（法テラス）では，親子交流の取決めや養育費の分担など離婚をめぐる問題について，相談窓口等の情報を無料で提供しています。無料法律相談や弁護士費用等の立替えをご利用いただける場合もありますので，お問い合わせください。
【法テラス・サポートダイヤル】0570―078374 【公式ホームページ】https://www.houterasu.or.jp